

# 建設技術研究委員会規則

昭和 60 年 11 月 5 日 制 定  
平成 14 年 4 月 24 日 改 正  
平成 18 年 4 月 4 日 一部改正  
平成 18 年 5 月 9 日 一部改正  
平成 23 年 11 月 18 日 一部改正

## (目 的)

第 1 条 建設技術研究委員会（以下「委員会」という）は、建設技術に関する問題の研究・調査およびこれらの推進を図ることを目的とする。

## (活 動)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するために、建設技術に関する以下の活動を行う。

- (1) 広く建設技術の研究・調査を推進し、技術力の向上を図る。
- (2) 最新・最先端の建設技術の紹介、普及活動を展開する。
- (3) 海外の建設技術者との交流を推進する。
- (4) 建設技術についての社会的啓蒙活動を実践する。
- (5) 建設技術者の学会活動への参加を推進する。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

## (構 成)

第 3 条 委員会の構成は以下のとおりとする。

### (1) 組織構成

- 1) 委員会の組織構成と序列は以下のとおりとする。

委員会 → 運営小委員会 → 各小委員会

- 2) 小委員会の設置は、土木学会委員会規程第 6 条（小委員会等）による。

### (2) 構成員

- 1) 委員会の構成員は、委員長、委員、幹事、顧問とし、その職務は以下のとおりとする。

- ・委員長：委員会を代表し、委員会事業を統括する。
- ・委員：委員会事業を遂行する。
- ・幹事：委員長を補佐し、委員会事業を処理する。
- ・顧問：委員会に出席して意見を述べる。

- 2) 委員会の構成員の人数は 30 名程度とする。

- 3) 小委員会については、別途定める運営小委員会・技術小委員会・特定研究小委員会内規によることとする。

**(委員長・委員等の選出方法と任期)**

**第4条** 委員長・委員等の選出方法と任期は以下のとおりとする。

(1) 委員長

1) 委員長は委員会委員の推薦により候補者を選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

なお、委員長の選出(交代)時期は土木学会委員会規程第4条の(1)によることとする。

2) 委員長の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

(2) 委員等(委員、幹事、顧問)

1) 委員等の選出は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

2) 委員等の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

3) 委員等の半数程度を毎年改選することとする。

**(運 営)**

**第5条** 委員会の運営は以下のとおりとする。

(1) 会議等の開催

委員会は委員長の招集により、原則として年1回以上開催する。小委員会は小委員長の招集により必要に応じて開催する。

(2) 事業計画および予算

委員会は、土木学会委員会規程第9条の規定および理事会の決定に従い「事業計画および予算」を作成し、11月には部門担当理事を経て会長に提出する。

(3) 事業報告

委員会は、土木学会委員会規程第10条の規定および理事会の決定に従い「事業報告」を作成し、4～5月には部門担当理事を経て会長に提出する。

(4) 成果の報告

委員会は、土木学会委員会規程第8条の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

**(事務局)**

**第6条** 委員会の担当事務局は研究事業課とする。

**(規則の変更)**

**第7条** この規則の変更は、理事会において行う。

**附則** この内規は、昭和60年11月5日から施行する。

**附則** この変更内規は、平成14年4月24日から施行する。

**附則** この変更内規は、平成18年4月4日から施行する。

**附則** (平成18年5月9日 理事会議決) この変更内規は、平成18年5月9日から施行する。

**附則** (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。